

認定申請書の備考欄の記載事項について

お知らせ内容

建築基準法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定に係る申請書の備考欄に、当該認定書に係る内容等の情報の公開等（情報公開法に基づく行政文書の開示、構造方法等の認定データベースを通じた閲覧等）にあたって特に考慮すべき事項がある場合にあっては、その内容及び理由を記載することとしました（※）。

平成22年4月1日以降に、国土交通大臣に対して構造方法等の認定の申請を行う方におかれましては、これを踏まえて申請していただくようお願いいたします。

備考欄への記載が想定される内容

法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（情報公開法第5条第2号イ）等が該当します。

具体的には、不正競争防止法第2条第6項に規定する営業秘密（秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの）等が考えられます。

※法第二十条第一号（時刻歴応答解析）、令第百八条の三第一項第二号（耐火性能検証）、令第百二十九条の二（階避難安全検証）及び令第百二十九条の二の二（全館避難安全検証）に基づく認定については、備考欄の記載の有無にかかわらず、プライバシーの観点等から個別に検討がなされますので、別段備考欄の記載は不要です。